

(別紙2)

現任研修受講年度のイメージ図

| 初任者研修 修了年度 <small>※この年度が常に基準となります</small> | 現任研修 | | |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 1回目 | 2回目 | 3回目 |
| 平成20年度 | 平成21～25年度 | 平成26～30年度 | 令和元年度～5年度 |
| 平成21年度 | 平成22～26年度 | 平成27年度～令和元年度 | 令和2年度～ <u>6年度</u> |
| 平成22年度 | 平成23～27年度 | 平成28年度～令和2年度 | 令和3年度～7年度 |
| 平成23年度 | 平成24～28年度 | 平成29年度～令和3年度 | 令和4年度～8年度 |
| 平成24年度 | 平成25～29年度 | 平成30年度～令和4年度 | 令和5年度～9年度 |
| 平成25年度 | 平成26～30年度 | 令和元年度～5年度 | 令和6年度～10年度 |
| 平成26年度 | 平成27年度～令和元年度 | 令和2年度～ <u>6年度</u> | 令和7年度～11年度 |
| 平成27年度 | 平成28年度～令和2年度 | 令和3年度～7年度 | 令和8年度～12年度 |
| 平成28年度 | 平成29年度～令和3年度 | 令和4年度～8年度 | 令和9年度～13年度 |
| 平成29年度 | 平成30年度～令和4年度 | 令和5年度～9年度 | 令和10年度～14年度 |
| 平成30年度 | 令和元年度～5年度 | 令和6年度～10年度 | 令和11年度～15年度 |
| 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度～ <u>6年度</u> | 令和7年度～11年度 | 令和12年度～16年度 |
| 令和2年度 | ※令和5年度～7年度 | 令和8年度～12年度 | 令和13年度～17年度 |
| 令和3年度 | ※令和6年度～8年度 | 令和9年度～13年度 | 令和14年度～18年度 |
| 令和4年度 | ※令和7年度～9年度 | 令和10年度～14年度 | 令和15年度～19年度 |
| 令和5年度 | ※令和8年度～10年度 | 令和11年度～15年度 | 令和16年度～20年度 |
| 令和6年度 | ※令和9年度～11年度 | 令和12年度～16年度 | 令和17年度～21年度 |



5年毎に1回
現任研修を受講



5年毎に1回
現任研修を受講



5年毎に1回
現任研修を受講

【注意】平成21年度、平成26年度又は令和元年度(平成31年度)に相談支援従事者初任者研修を修了された方のうち、定められた期間内に現任研修をまだ受講されていない方は、今回の現任研修を修了しなかった場合、令和6年度末で資格が失効しますので御注意ください。

※令和2年度の制度改正(別紙1参照)により、初回の現任研修受講時は以下の実務要件が必要となるため、1回目の受講期間を短く表記しています。

要件: 初任者研修修了後、本研修受講開始日前(6/23)までの過去5年間に、指定相談支援事業所等において通算2年以上の相談支援の実務経験がある